

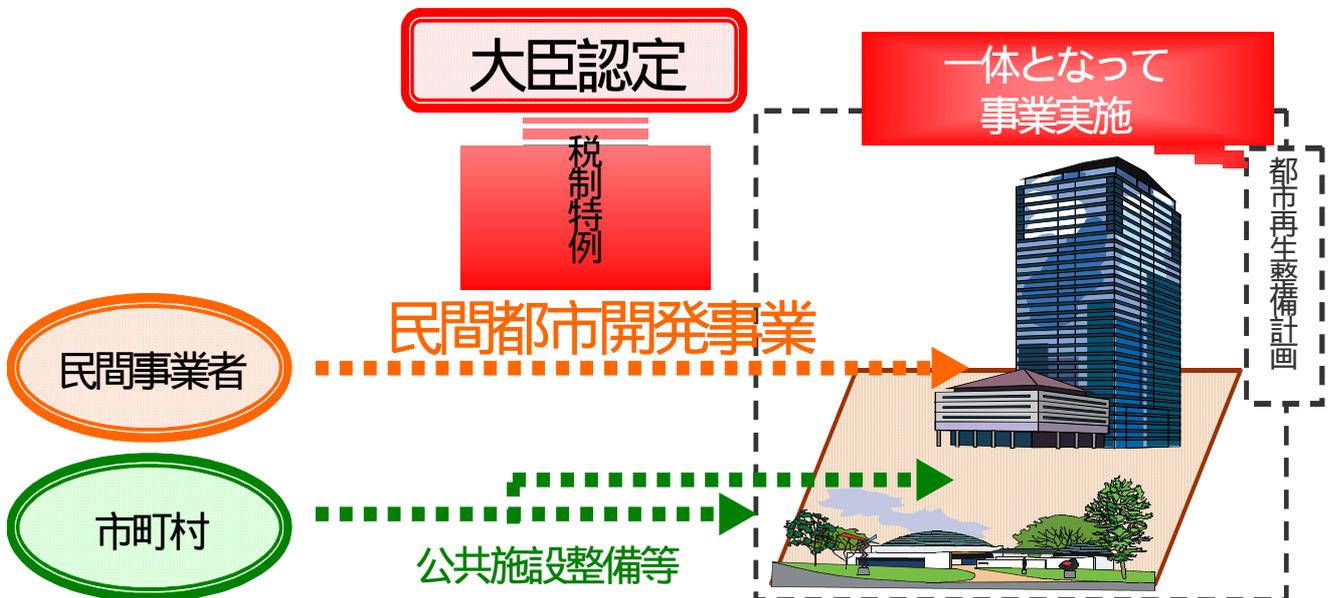
都市再生・地域づくり

都市再生・地域再生の推進

地方と民間のパートナーシップによるまちづくりを一体的に支援するための特例措置の創設（所得税・法人税・登録免許税・個人住民税・不動産取得税）

地方都市等における都市再生・地域再生を推進するため、都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行される民間都市開発事業について国土交通大臣の認定制度を創設し、大都市を中心に適用されている都市再生促進税制に準ずる特例措置を創設する。

- ・ 所得税・法人税 : 割増償却 5年間50%
- ・ 登録免許税 : 軽減税率（土地・建物）
- ・ 不動産取得税 : 課税標準 1 / 5 控除（土地・建物） 等



都市再生促進税制の延長（所得税・法人税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税）

都市再生特別措置法に基づく認定を受けた事業の施行が本格化し、当該事業に係る特例措置（都市再生促進税制）の適用が見込まれるのはまさにこれからであるため、割増償却等の特例措置の適用期限を2年延長する。

- ・ 所得税、法人税 : 割増償却 5年間50%
- ・ 不動産取得税 : 課税標準 1 / 5 控除（土地・建物） 等

再開発事業等を促進するための特例措置の延長及び拡充

市街地再開発事業及び認定再開発事業における特例措置の適用期限の延長
(所得税・法人税・不動産取得税・固定資産税)

都市機能の高度化・都市の再構築により都市再生・地域再生を推進するため、市街地再開発事業及び認定再開発事業を促進する特例措置の適用期限を2年延長する。

所得税・法人税：市街地再開発事業に係る施設建築物の取得者に対する割増償却(5年間 10%)

固定資産税：市街地再開発事業により施設建築物が与えられる従前の権利者に対する税額の軽減措置(5年間 一定の居住用住宅部分 2/3減額、その他 1/3減額)

不動産取得税：認定再開発事業に係る建築物の用に供する土地を取得した従前の権利者に対する課税標準の特例(課税標準 1/5控除)

土地区画整理事業の施行者に土地区画整理会社(仮称)を追加することに伴う特例措置の拡充(所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税・宅地開発税)

民間活力を活用した都市再生・地域再生を推進するため、地権者と民間事業者が共同で設立する土地区画整理会社(仮称)を土地区画整理事業の施行者に追加し、他の施行者による場合と同様の特例措置を講ずる。

【土地区画整理会社(仮称)による事業の概要】

